

改正

平成20年10月 1 日

平成20年11月 1 日

平成23年 7 月14日

平成30年 4 月 1 日要領第 2 号

令和 2 年 4 月 1 日要領第12号

岩国市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が発注する建設工事等の適正な執行を確保するため、有資格業者の指名停止等について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事並びに測量業務、地質調査業務及び建設コンサルタント業務（土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負若しくは受託を行う業務をいう。）をいう。
- (2) 市工事 市が発注し、又は発注したすべての建設工事等をいう。
- (3) 一般工事 市工事以外のすべての建設工事等をいう。
- (4) 有資格業者 岩国市建設工事等の入札参加者の資格及び審査並びに選定基準の事務処理要領（平成18年 3 月20日制定）第 8 条の規定により、建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者をいう。
- (5) 代表役員等 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書（通常は専務取締役以上のものをいう。）を付した役員を含む。）をいう。
- (6) 一般役員等 有資格業者の役員、支配人、支店長又は営業所長で前号に掲げるものの以外のものをいう。
- (7) 使用人 有資格業者の常用雇用者で前 2 号に掲げるものの以外のものをいう。
- (8) 契約担当者 岩国市財務規則（平成18年規則第52号）第 2 条第 6 号に規定する契約担当者をいう。
- (9) 公共機関等 国又は地方公共団体の機関、公社、公団、財団法人、社団法人、第三セクター等をいう。
- (10) 暴力団関係者 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及び準構成員をいう。

(指名停止の基準)

第 3 条 市長は、有資格業者が別表各項又は各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項又は各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者に対し、指名停止を行うものとする。ただし、特許工法等を使用する特殊な工事を

発注する場合において、他に適当な有資格業者がないとき、又は指名停止の措置を執ることが市に不利益となるときは、この基準を緩和することができるものとする。

- 2 当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。ただし、指名停止の措置を執るいとまのない場合を除く。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止の原因となった有資格業者である下請負人についても、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体に対し指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。ただし、当該指名停止について、明らかに当該構成員が責めを負わないと認められる場合は、この限りでない。

- 3 市長は、前条第1項又は第2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員を含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第5条 有資格業者が一の事案により、別表各項又は各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期のそれぞれ最も長いものを指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表各項又は各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、この限りでない。

（1）別表各項又は各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、同表各項又は各号の措置要件に該当することとなったとき。

（2）別表第9項から第22項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第9項から第22項までの措置要件に該当することとなったとき（前号の場合を除く。）。

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。ただし、次条第1号に該当する場合にあっては、別表第12項及び第14項に定める短期を限度とする。

- 4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるとき、又は極めて重大な結果を生じさせたときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったとき等特別の事由があると認められるときは、別表各項又は各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更できるものとする。

- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかであると認めたときは、当該有資格業者に対して指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第6条 市長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各項又は各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関す

る法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とするものとする。

（1） 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第12項又は第14項に該当したとき 当該各項に定める短期の2倍の期間（代表役員等及び一般役員等の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間

（2） 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第12項又は第13項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前号の規定に該当することとなった場合を除く。） 当該各項に定める短期に1か月を加算した期間

（3） 市又は他の公共機関等の職員が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（同条第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第14項又は第15項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合を除く。） 当該各項に定める短期に1か月を加算した期間

（指名停止の決定機関）

第7条 不当行為を行った有資格業者に対する指名停止又は指名停止の解除若しくは期間の変更の決定は、岩国市建設工事競争入札等参加者選定審査会の議を経て市長が行う。

（指名停止等の通知）

第8条 市長は、第3条及び第4条の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者及び関係機関にそれぞれ様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号により通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第9条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第3号及び第4号の規定に該当し、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第10条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が建設工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第11条 市長は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年 3 月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に、合併前の岩国市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（昭和63年11月16日岩国市制定）、由宇町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準及び指名停止等に関する要綱（平成 5 年 7 月 1 日由宇町制定）、周東町建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領及び運用（平成 6 年 6 月24日周東町制定）、建設工事等の請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成10年 4 月15日美川町制定）又は美和町建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（平成 5 年 7 月 9 日美和町制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年10月 1 日）

この要領は、平成20年10月 1 日から施行する。

附 則（平成20年11月 1 日）

この要領は、平成20年11月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 7 月14日）

この要領は、平成23年 7 月14日から施行する。

附 則（平成30年 4 月 1 日要領第 2 号）

この要領は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日要領第12号）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

指名停止措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 市工事の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札における競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、市工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(過失による粗雑工事) 2 市工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたことにより、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）と認められるとき（当該不適合の程度が軽微であると認められるときを除く。）。 3 一般工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたことによる契約不適合の程度が重大で	1 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内

あると認められるとき。	
(工事成績不良) 4 岩国市建設工事技術検査規程（平成18年訓令第49号）第7条の規定による工事成績の評定が次に掲げる点数であったとき。 (1) 50点以上60点未満 (2) 50点未満	1 か月以上 3 か月以内 3 か月以上 6 か月以内
(契約違反) 5 第2項及び前項に掲げる場合のほか、市工事の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2 週間以上 4 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 6 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 7 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 9 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2 週間以上 4 か月以内 2 週間以上 2 か月以内
(贈賄) 10 有資格業者である個人若しくは法人の代表者若しくは役員又は有資格業者の使用人が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。 11 次に掲げる者が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴の提起をしない処分が行われたことを知った日まで 公訴を知った日から 8 か月以上24か月以内 6 か月以上18か月以内 4 か月以上12か月以内

12 次に掲げる者が、市の職員以外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 4 か月以上 9 か月以内 2 か月以上 6 か月以内 2 か月以上 4 か月以内
(独占禁止法違反行為等) 13 市工事に關し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 14 一般工事に關し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6 か月以上 24 か月以内 2 か月以上 24 か月以内
(競売入札妨害又は談合) 15 市工事に關し、代表役員等若しくは一般役員等(以下「役員等」という。)又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 16 一般工事に關し、役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 24 か月以内 3 か月以上 24 か月以内
(暴力団排除) 17 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する団体(以下「暴力団」という。)又は同条第 6 号に規定する者(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し、若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であるとき。 18 役員等が、業務に關し、不正に暴力団又は暴力団員若しくは暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。 19 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められると	当該認定をした日から 12 か月以上 24 か月以内 6 か月以上 24 か月以内 4 か月以上 12 か月以内

き。 20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 21 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。 22 市工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。 23 市工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。	4 か月以上12か月以内 4 か月以上12か月以内 4 か月以上12か月以内 4 か月以上12か月以内
(建設業法違反行為) 24 市工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 25 一般工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2 か月以上 9 か月以内 1 か月以上 9 か月以内
(契約締結拒否) 26 市工事の請負契約において、落札しても契約を締結しなかったとき。	3 か月以上 9 か月以内
(不正又は不誠実な行為) 27 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内
(私的行為による法令違反) 28 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

岩国市長

印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 が ことは、誠に遺憾である。よって次のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は係る事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

1 指名停止の期間

2 指名停止の理由

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

岩国市長

印

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付けをもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、次のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

1 従前の指名停止の期間

2 変更後の指名停止の期間

3 変更の理由

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

岩国市長

印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、年 月 日付けをもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

岩国市長

印

指 名 停 止 期 間 変 更 解 除 通 知 書

この度、次のとおり指名停止の期間変更の解除をしたので通知する。

- 1 商号又は名称
- 2 代表者氏名
- 3 住所
- 4 指名停止期間変更解除の理由
- 5 指名停止期間変更後の期間解除の日